

OneTEAM!B-BALLY'dチーム規約

(目的)

- 第1条 本規約は、一般社団法人B-BALLY'd(以下「当法人」とします)の定款に定められた会員が、定款第3条の目的を遂行するために会員に対する規約として定めたものです。

(本規約の範囲)

- 第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員またはチームの一員として行う一切の行為に適用されます。会員でないものは原則として非適用となります。

(チーム目的)

- 第3条 全国のU12/U15/U18の当法人の会員を対象として、サインバスケットボールの探求と啓発も兼ねて、バスケットボール競技の技術向上や基礎体力の強化を取り込んで活動します。対外試合を通して多種多様な人々と団体行動を共にして、健全な成長を促します。

(名称)

- 第4条 チームの名称を以下の通りとする。

OneTEAM!B-BALLY'd
(ワンチーム!ビバリード)

(事務局所在地)

- 第5条 チームの事務局を以下に置く。
〒573-0024
大阪府枚方市田宮本町10-3

(運営)

- 第6条 チームの代表者は当法人の代表理事とし、事務局は当法人の理事全員で構成する。
- それぞれの理事の任期は定款に準ずる。
 - 重要事項については、社員会にて円滑な業務遂行に努めるものとする。
 - 運営会議の議事は、社員会の出席者の過半数の同意をもって決定する。

(チーム入会条件)

- 第7条 当法人に入会している会員に限る。なお、種類(マンスリーやスポットなど)による区別はないものとする。

(退会)

- 第8条 次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失すると同時にチームも退会となります。

- (ア) 当法人の定款第8条退会の規定により退会した場合
 - (イ) 当法人の定款第9条除名の規定により除名された場合
 - (ウ) 各会費の納入が継続して1年以上滞納した場合
 - (エ) 総正会員が同意したとき
 - (オ) 当該会員が死亡若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- 2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。
 - 3 会員は、当法人に対し電子メールによる退会の申し出をすることによりいつでも退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとします。

(規約改正)

第9条 当法人の会計で運営するものとする

(本規約の追加・変更)

第10条 この規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 警察庁が示した暴力団排除条項モデルに準ずるものとする。

(チーム名・ロゴ等の管理)

第12条 チーム名、ロゴについては役員の許可があれば使用できる事とする。

【付則】本規約は、令和4年5月9日より施行します。

以上